

アイ・ハート有限会社
アイ・ハート機能回復センター栗ヶ沢店
重要事項説明書

運営規定

第一条 事業の目的

(事業の目的)

アイ・ハート有限会社が開設する指定通所介護事業所または、日常生活支援総合事業
第一号事業所アイ・ハート機能回復センター栗ヶ沢店（以下「事業所」という）は、
指定通所介護の事業（以下「事業」という）を行うものであり、要介護状態または要
支援状態等にある高齢者に対し適切な指定通所介護 サービス・介護予防通所介護相
当サービスを提供し、もって 地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。
また、この目的の遂行に不可欠となる適正な運営体制を確立するため、人員及び管理
運営に関する事項を定める。

第二条 事業の運営方針

(運営の基本方針)

- 1、事業所の介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に
応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な世話及び機能訓練等の
サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持な
らびに利用者様のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2、事業所の介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応
じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援及び機能訓練等のサービ
スを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の
維持又は向上を目指すものとする。
- 3、事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健・医療・
福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第三条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(名称) アイ・ハート機能回復センター 栗ヶ沢店

(所在地) 千葉県松戸市小金原7-33-11

電話番号：047-711-7778 FAX番号：047-711-7779

第四条 職員の職種、員数及び職務内容

事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりにする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも 指定通所介護の提供にあたるものとする。

- (2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者様の日常生活における諸問題等の相談にあたるものとする。

- (3) 介護職員 3名以上

介護職員は、指定通所介護サービスも提供にあたる。

- (4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練を行う。

- (5) 看護師 1名以上

看護師は利用者様の健康チェックや健康相談、その他必要な業務を行う。

第五条 営業日、営業時間及びサービス提供時間

(営業日)

事業所の営業日は月曜日から土曜日までとする。

但し、日曜日、祝祭日および8月お盆と年末年始は除く。

(営業時間)

営業所の営業時間は、8：30から17：30までとする。但し土曜日は、8：30から12：30までとする。

(サービス提供時間と利用定員等)

事業単位は2単位。

利用定員は、午前・午後の部につき各24名とする。

1 サービス提供時間帯 9時から12時5分 (送迎時間を除く)

2 サービス提供時間帯 13時30分から16時35分 (送迎時間を除く)

第六条 事業の内容及び利用料その他の費用の額

事業の内容は、利用者様の要介護状態、要支援状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態とすることを予防するため、目標の設定を計画的に行うとともに、提供する通所介護の質を評価することにより改善を図るものとする。

指定通所介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が指定代理受領サービスであるときは、原則として

負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額とする。

利用料およびその他の費用の支払いを受ける場合には、利用者様又はそのご家族に対して通所介護サービス契約書の重要事項説明書をもって事前に説明した上で、契約書を取り交わす。

第七条 緊急時等における対応方法

- 1、通所介護職員は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、必要なときは緊急搬送等の措置を講ずるものとする。また管理者に報告をしなければならない。
- 2、事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護支援専門員等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第八条 苦情処理

事業の提供に係わる利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

担当窓口：島田 将輝

電話番号：047-711-7778

第九条 虐待防止の為の措置

- 1、事業者は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと虐待は決して行わない。身体拘束もやむを得ない場合を除き、原則として行わない。事業者は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ市区町村へ報告をする。
- 2、事業者は、虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービス適正化に向けた定期的な職員研修等を実施する。
- 3、事業者は、前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者（※）を配置する。
- 4、事業者が身体拘束を緊急かつやむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努め、記録をする。
 - ① 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危機にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限に他の変わる対応方法がない。
 - ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

（※）虐待防止担当者：島田将輝

第十条 通常の事業の実施区域

通常の事業の実施区域は、松戸市、柏市の区域とする。

第十一条 非常災害対策

万一、非常災害が発生した場合は、速やかに利用者を避難させ利用者全員の安全を確保する。また非常災害に備え年2回の防災訓練を行うものとする。

第十二条 個人情報の保護

- 1、事業者は、利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業者が得た利用者及びそのご家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第十三条 サービス利用に当たっての留意事項

通所介護サービス利用者と家族、介護支援専門員等に対して、円滑な利用を可能とするために必要な情報の事前提供に努め、利用にあたっては利用者本位のサービス提供に留意する。

第十四条 その他運営に関する重要事項

1. 本事業所は、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用決定後二カ月以内
 - (2) 断続研修 年1回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を保持する。
3. 業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用解約内容に含めることとする。
4. この規定に定める事項の他の運営に関する重要事項は、アイ・ハート有限会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和元年9月1日から施行する。